

2021

富士少額短期保険株式会社
ディスクロージャー誌

令和2年度 業務及び財産の状況に関する 説明書類

本資料は、保険業法第 272 条の 17 において準用する
保険業法第 111 条第 1 項に規定する内閣府令で定める事項について、
保険業法施行規則第 211 条の 37 に基づき作成した
ディスクロージャー資料
(業務及び財産の状況に関する説明書類) です。



富士少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第 21 号



2021

富士少額短期保険株式会社
ディスクロージャー誌

目次

会社概要

4～7

行動指針	4
会社プロフィール	5
役員と株主	6
組織体制	7

事業報告

8～11

事業の概要	8
収支の状況	10
財務の健全性	11

各種資料

12～22

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	12
直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標等	13
直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	17
主要な業務に関する事項	19

運営に関する事項

23～26

リスク管理	23
リスク管理体制図	24
コンプライアンス	25
個人情報保護方針	25
再保険について	26
支払時情報交換制度について	26
反社会的勢力に対する基本方針について	26

商品の紹介等

27～32

募集人について・勧誘方針	27
商品のご紹介	28
お客さまサポートについて	29
指定紛争解決機関	30
情報開示	32

行動指針

富士少額短期保険株式会社には、 「10の行動指針」があります。

1. すべての経営活動・経営行動を行うにあたり、法令等の遵守を基本原則とし、あらゆる法令・規則・ルールについて制定された目的を理解し、誠実に遵守いたします。
2. お客様に安心していただける誠実な対応を行い、各法令等で定められている消費者の権利を尊重し、意見・苦情などには、迅速かつ丁寧な対応を行います。
3. 個人情報については、法令等の定めに従い安全・適切な管理を行い、業務上必要な目的以外には使用いたしません。
4. お客様に質の高い商品を提供いたします。
5. 広く社会に適切な情報開示を行い、経営の透明性と健全性を確保いたします。
6. 政治・行政・司法などの公的機関やマスコミなどの社会的存在に対して健全な関係を維持いたします。
7. いかなる場合にも、人格・人権を尊重し、国籍・人種・性別・年齢・思想・宗教・障害の有無等による差別を行いません。
8. 従業員の資質向上と能力開発を最大化できる機会と心と身体が健康が確保できる職場環境を整え維持いたします。
9. 経済・社会の発展に貢献し、地球環境の維持に向け、積極的に取り組めます。
10. 社会生活の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体に対し、断固とした姿勢で臨みます。

会社プロフィール

- 会社名** 富士少額短期保険株式会社
- 会社所在地** 〒400-0031
山梨県甲府市丸の内 1 丁目 17 番 10 号
東武穴水ビル 5 階
- TEL・FAX** 代表 055-222-9119
FAX 055-222-9120
- 設立** 平成 20 年 3 月
- 資本金** 3000 万円
- 従業員数** 取締役 4 名 監査役（非常勤）1 名
内勤・営業職員 5 名
- 業務内容** 少額短期保険業
関東財務局長（少額短期保険）第 21 号
- URL** <https://www.fujishotan.co.jp>



役員一覧

代表取締役社長	並木 和恵
常務取締役	村松 暢
取締役	満田 正一郎
取締役	青木 順子
監査役	鉾之原 元長

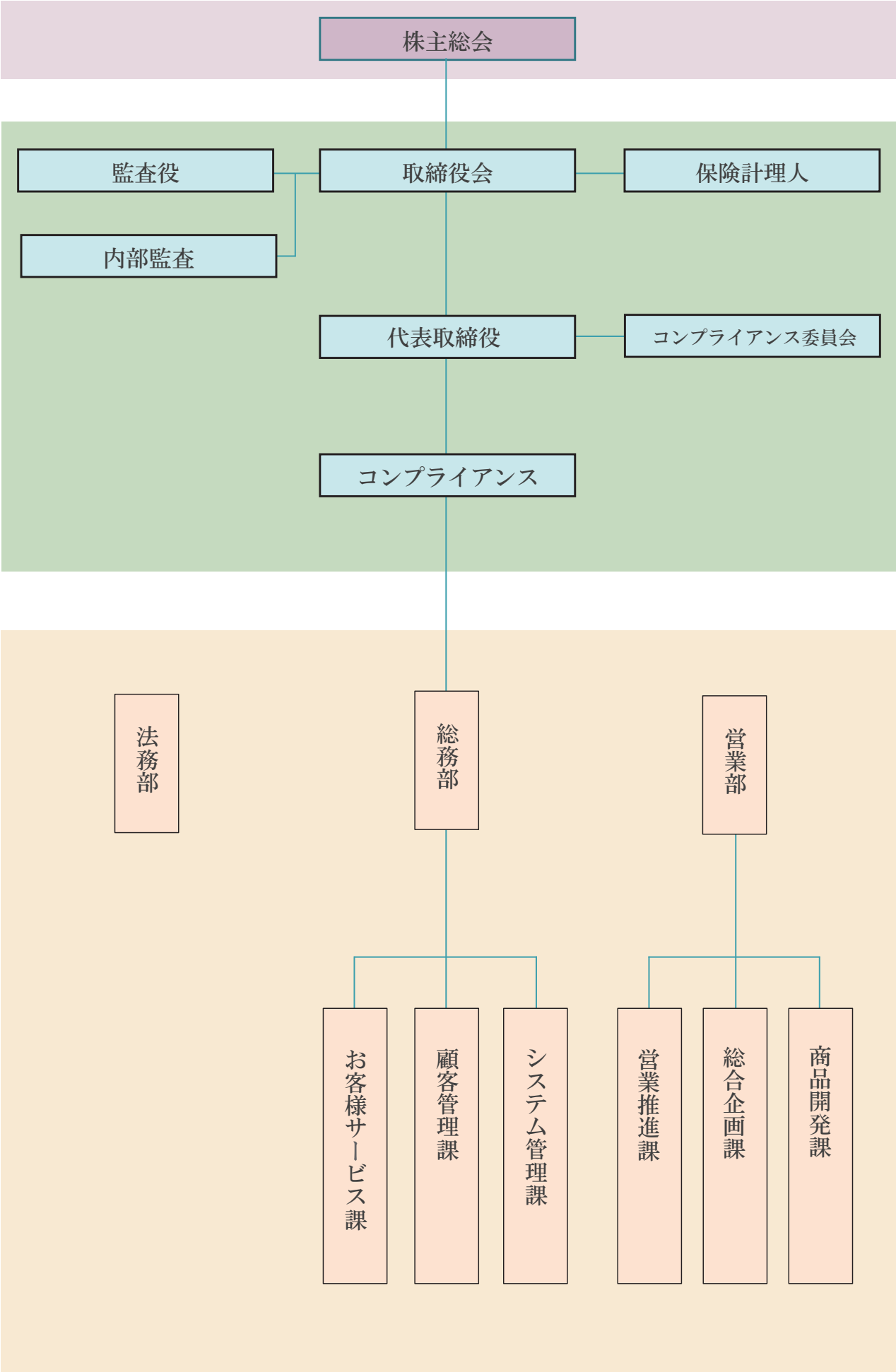
株主に関する事項

発行可能株式の総数2,400 株

発行済株式の総数600 株

株主の氏名・名称	持株数	持株比率
並木 和恵	305	50. 83%
鉾之原 元長	185	30. 83%
向井 竜太郎	90	15. 00%
畠山 敬子	20	3. 30%

組織体制



事業の概要

令和2年度の概観

令和2年度は、葬儀保険として定着しつつある死亡保険の販売に注力いたしました。また、前年度より取扱いを開始した「がん罹患者保険 がんになっても入れるほけん」は多くの方よりお問合せ頂きました。

経常収益は、対前年110%、自己資本比率は66.2%など、昨年度に続き躍進いたしました。

保険の意義が注目される中、あらためて保険の見直しをする方々に当社の死亡保険を積極的にご提案できた年となりました。

募集人数

令和元年度末の募集人数は776名、令和2年度末の募集人数は880名となり、前年度と比較し104名増員しました。

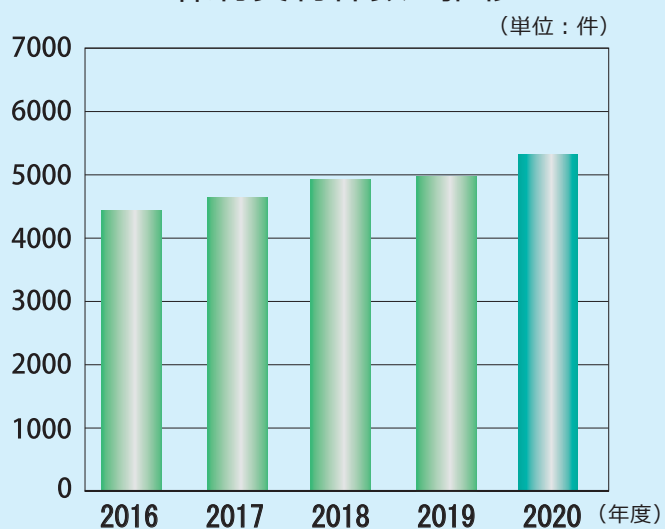
保有契約件数

令和元年度末の保有契約件数は5005件、令和2年度末の保有契約件数は5,300件となり、前年度と比較し295件増加する結果となりました。

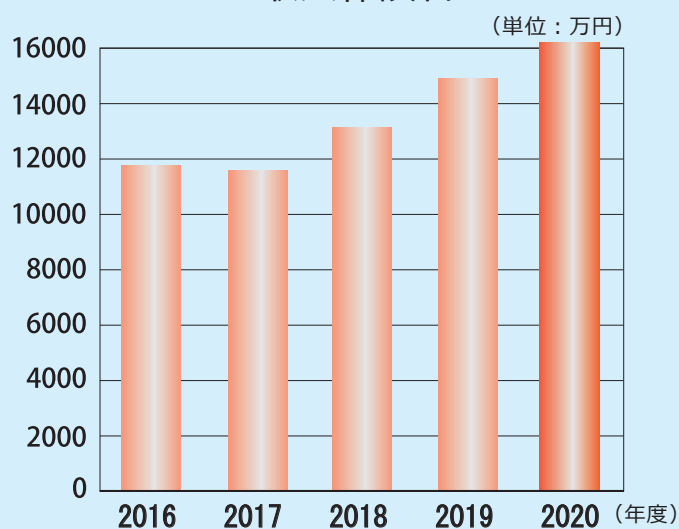
収入保険料

収入保険料については、令和元年度は1億4654万円でしたが、令和2年度は1億6134万円となり、前年度より増収となりました。

保有契約件数の推移



収入保険料



事業の概要

主要業務の内容

当社では、有配当総合医療保険、無配当医療保険、無配当死亡保険（引受基準緩和型を含む。）、がん罹患者保険を販売しております。保障内容としては、死亡保険金（傷害死亡、疾病死亡を含む。）・傷害入院保険金・傷害通院保険金・疾病入院保険金・疾病手術保険金となっております。

保険の募集体制

当社は、保険業法に沿った専門知識の教育を受け、保険募集に必要な公的資格を得るための専門の試験に合格し、登録を受けた者が保険募集人として保険募集に従事しております。

また、無配当医療保険、無配当死亡保険（引受基準緩和型を含む。）、がん罹患者保険については、インターネットを通じた保険契約のお申込みを取扱いしております。

保険募集人は、顧客の皆様に対しての保険商品の販売が主業務となりますが、併せてご契約者様からの保障内容についての相談や苦情に対しても誠実に対応しております。

収支の状況

経常収益について

令和2年度における当社の経常収益は、保険料収入1億5967万円、利息収入等と合わせて1億6134万円となりました。

経常費用について

令和2年度における当社の経常費用は、保険金4486万円、解約返戻金等61万円、事業費1億876万円、責任準備金等繰入額235万円により、1億5781万円となりました。

経常利益について

当事業年度の経常利益は352万円となりました。

純資産について

当社の純資産は、平成29年度末は8841万円、平成30年度末は9422万円と推移しました。令和元年度末は9923万円、令和2年度は1億175万円の実績となりました。

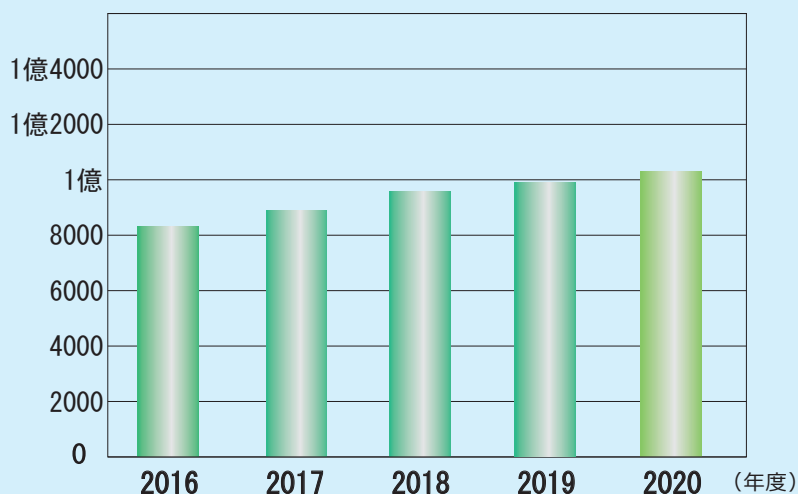
今後の事業課題について

令和3年度も、引き続き新規契約の獲得に注力して参ります。また、募集人の採用も積極的に行い、募集力強化に取り組みます。そして、さらに安定した財務の基盤固めをすることに努力を重ねて参ります。

契約者配当について

当事業年度においては、契約者配当は行いません。

純資産（単位：万円）



財務の健全性

責任準備金について

令和元年度は、普通責任準備金として3243万円、異常危険準備金として397万円の積み立てを行い、責任準備金の合計額は3641万円となりました。

令和2年度は、普通責任準備金として3051万円、異常危険準備金として423万円の積み立てを行い、責任準備金の合計額は3474万円となりました。

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、令和元年度は4931.9%、当期は4676.6%の実績となり、前年度を下回る結果となり、前期と比較して255.3ポイント下降しました。しかしながら、この数値は、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力を十分に有していることとなります。

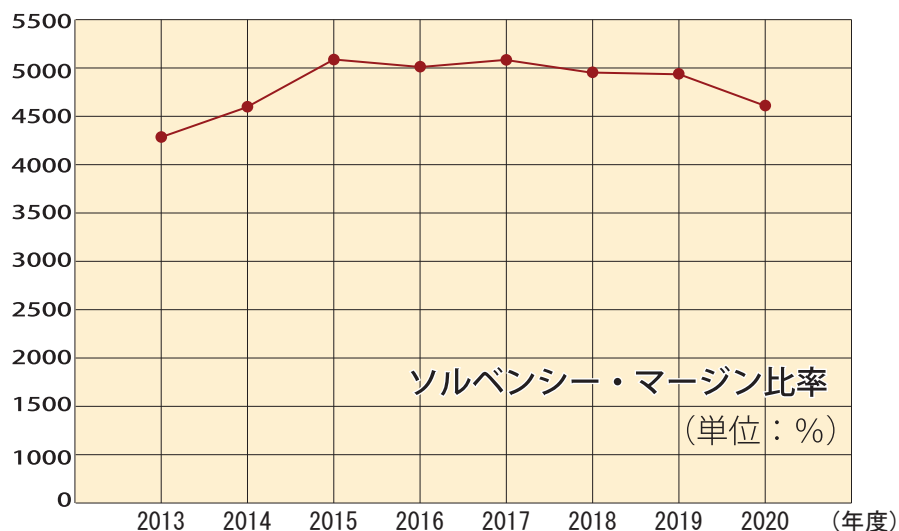
ソルベンシー・マージン比率について

少額短期保険業者は、保険金の支払に備えて責任準備金等の積み立てを行っております。大災害などの通常の予測を超えて発生するリスクに対して、十分な支払余力を保持しておく必要があるからです。この支払余力を有しているかどうかを判断する指標として、数値化した諸リスクの合計額に対する純資産などの内部留保の合計額の割合を保険業法上に基づき算出したものが「ソルベンシー・マージン比率」となります。

【Point】

ソルベンシー・マージン比率の見方

ソルベンシー・マージン比率は、200%あれば通常、その保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、経営の健全性の回復を図るため、早期是正措置等がとられます。



資産運用について

当社では、有価証券を保有しておりません。

資産運用については、安全性を考慮し、現預金のみで運用を行って参ります。

直近の3事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
正味収入保険料	130,380	142,874	159,059
経常収益	130,696	146,549	161,340
経常利益	6,259	6,110	3,522
当期純利益	5,816	5,010	2,513
資本金	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	600株	600株	600株
純資産額	94,227	99,238	101,751
総資産額	136,483	145,021	153,682
保険業法上の純資産額	99,343	103,209	105,990
責任準備金残高	28,782	36,410	34,749
有価証券残高	－	－	－
ソルベンシー・マージン比率	4991.6%	4931.9%	4676.6%
配当性向	－	－	－
従業員数（常勤役員を含む）	9名	9名	9名

直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

正味収入保険料

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
医療保険	90,402	82,477
死亡保険	52,472	76,581
計	142,874	159,059

- 再保険については、該当事項はありません。
- 再保険を受けた保険会社等のうち支払再保険料上位5社に対する割合については、当社は再保険を付していないため、該当事項はありません。
- 再保険を引受けた保険会社等の格付ごとの支払再保険料の割合については、当社は再保険を付していないため、該当事項はありません。
- 回収再保険については、該当事項はありません。

保険引受利益

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
医療保険/死亡保険	9,031	2,316
その他	-	-
計	9,031	2,316

(注) 保険引受利益 = (経常収益 - 利息及び配当金収入) - (経常費用 - 減価償却費 - 繰延資産償却 - 支払利息)

正味支払保険金

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
医療保険	15,616	13,788
死亡保険	12,500	31,077
計	28,116	44,865

支払契約者配当金

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
医療保険	216	-
死亡保険	-	-
計	216	-

2. 保険契約に関する指標等

正味損害率及び正味事業費率ならびにその正味合算率 (単位：％)

種 類	令和元年度			令和 2 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
医療保険/死亡保険	19.7	71.4	91.1	28.2	68.4	96.6
その他	-	-	-	-	-	-
計	19.7	71.4	91.1	28.2	68.4	96.6

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金／正味収入保険料) ×100
2. 正味事業費率＝(正味事業費／正味収入保険料) ×100
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

元受損害率及び元受事業費率 (単位：％)

種 類	令和元年度		令和 2 年度	
	元受損害率	元受事業費率	元受損害率	元受事業費率
医療保険/死亡保険	19.7	71.4	28.2	68.4
その他	-	-	-	-
計	19.7	71.4	28.2	68.4

(注) 1. 元受事業費率＝(事業費／元受正味保険料) ×100

元受発生損害率 (単位：％)

種 類	令和 2 年度
医療保険/死亡保険	19.7
その他	-
計	19.7

【Point】 損害率とは？

損害率とは、会社が受け取った保険料に対し、支払った保険金の割合を示したものです。
例えば、大災害などが発生し、保険金の支払が多くなると損害率が高くなります。

【Point】 事業費率とは？

事業比率とは、会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。
事業比率は低下傾向にあれば、一般的には、経営の効率化が進んでいると判断することができます。

3. 経理に関する指標等

支払備金 (単位：千円) 普通責任準備金 (単位：千円)

種 類	令和元年度	令和 2 年度	種 類	令和元年度	令和 2 年度
医療保険	3,268	2,929	医療保険	29,781	22,884
死亡保険	-	2,698	死亡保険	2,657	7,626
計	3,268	5,627	計	32,438	30,510

繰越利益剰余金

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度
69,238	71,751

経常利益の減少額

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度
1,418	1,583

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

【発生損害率が1%上昇すると仮定した場合】

〈算出方法〉経常利益の減少額＝発生損害額の（支払額）の増加額＝当期粗既経過保険料×1%

4. 資産運用に関する指標等

資産運用の状況

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	96,744	66.7%	97,489	63.4%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	96,268	66.4%	97,235	63.3%
総資産	145,021	100.0%	153,682	100.0%

(注) 運用資産計は預貯金・金銭の信託及び有価証券の合計額

利益配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	1	0.003%	0	0.003%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	1	0.003%	0	0.003%
その他	-	-	-	-
合計	1	0.003%	0	0.003%

(注) 利回り＝
$$\frac{\text{利益配当収入}}{\frac{\text{年始現預金} + \text{年末現預金} - \text{利息配当収入}}{2}} \times 100$$

保有有価証券の種類別の残高及び合計に関する構成比について
当社は有価証券を保有しておりませんので、該当ありません。

保有有価証券利回りについて
当社は有価証券を保有しておりませんので、該当ありません。

責任準備金の残高
令和元年度 (単位：千円)

種 類	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合 計
医療保険	29,781	3,618	-	33,399
死亡保険	2,657	353	-	3,010
計	32,438	3,971	-	36,410

令和2年度 (単位：千円)

種 類	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合 計
医療保険	22,884	2,352	-	25,237
死亡保険	7,626	1,885	-	9,512
計	30,510	4,238	-	34,749

【Point】

責任準備金とは？

保険会社は、保険契約を履行するため、将来の保険金等の支払に備えて、あらかじめ資金を積み立てておきます。
その資金を責任準備金と呼びます。主なものは以下の通りです。

- 普通責任準備金⇒次年度以降の保険金支払に対応する保険料等を積み立てます。
- 異常危険準備金⇒通常の予測を越えるような大災害による保険金支払に備えて積み立てます。
- 契約者配当準備金⇒契約者配当金の支払に備えて積み立てます。

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1.貸借対照表 令和2年度（令和3年3月31日現在）（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	区 分	令和元年度	令和2年度
現金及び預貯金	96,744	97,489	保険契約準備金	39,678	40,377
現金	476	254	支払備金	3,268	5,627
預貯金	96,268	97,235	責任準備金	36,410	34,749
金銭の信託	-	-	普通責任準備金	32,438	30,510
有価証券	-	-	異常危険準備金	3,971	4,238
国債	-	-	契約者配当準備金	-	-
地方債	-	-	代理店借	-	-
政府保証債	-	-	再保険借	-	-
その他の証券	-	-	短期社債	-	-
有形固定資産	1,473	8,673	社債	-	-
土地	-	-	新株予約券付社債	-	-
建物	-	-	その他負債	6,105	11,553
建設仮勘定	-	-	代理業務借	-	-
その他の有形固定資産	1,473	8,673	借入金	-	-
無形固定資産	5,596	5,170	未払法人税等	504	510
ソフトウェア	5,596	5,170	未払金	1,477	8,608
のれん	-	-	未払費用	3,689	2,078
その他の無形固定資産	-	-	前受収益	-	-
代理店貸	-	-	預り金	433	355
再保険貸	-	-	仮受金	-	-
その他資産	24,206	25,348	その他の負債	-	-
未収金	-	-	退職給付引当金	-	-
代理業務貸	-	-	役員退職慰労引当金	-	-
未収保険料	-	-	その他の引当金	-	-
前払費用	615	554	価格変動準備金	-	-
未収収益	10,006	11,688	繰延税金負債	-	-
預託金	-	-	再評価に係る繰延税金負債	-	-
仮払金	1,195	703	負ののれん	-	-
保険業法第113条繰延資産	-	-	負債の部合計	45,783	51,930
その他の資産	12,389	12,402	資本金	30,000	30,000
繰延税金資産	-	-	新株式申込証拠金	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	資本剰余金	-	-
供託金	17,000	17,000	資本準備金	-	-
資産合計	145,021	153,682	その他資本剰余金	-	-
運用資産合計	96,268	97,235	利益剰余金	69,238	71,751
			利益準備金	-	-
			その他利益剰余金	69,238	71,751
			退職金関係積立金	-	-
			不動産圧縮積立金	-	-
			社会厚生事業増進積立金	-	-
			その他の積立金	-	-
			繰越利益剰余金	69,238	71,751
			自己株式（△）	-	-
			自己株式申込証拠金	-	-
			株主資本合計	99,238	101,751
			その他有価証券評価差額金	-	-
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	-	-
			新株予約権	-	-
			純資産の部合計	99,238	101,751
			負債・純資産の部合計	145,021	153,682

2. 損益の状況（損益計算書）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度
経常収益	146,549	161,340
保険料等収入	143,322	159,678
保険料	143,322	159,678
再保険収入	-	-
回収再保険金	-	-
再保険手数料	-	-
再保険返戻金	-	-
その他再保険収入	-	-
支払備金戻入額	3,226	-
責任準備金戻入額	-	1,660
資産運用収益	0	0
利息及び配当金収入	0	0
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	-	-
その他利息配当金	-	-
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
その他運用収益	-	-
その他の経営収益	-	-
経常費用	140,438	157,817
保険金等支払金	28,781	45,485
保険金	28,116	44,865
給付金	-	-
解約返戻金	162	254
その他返戻金	284	364
契約者配当金	216	-
再保険料	-	-
責任準備金等繰入額	7,893	2,359
支払備金繰入額	-	2,359
責任準備金繰入額	7,893	-
資産運用費用	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
有価証券償還損	-	-
その他運用費用	-	-
事業費	102,018	108,764
営業費及び一般管理費	98,494	105,472
うちのれん償却額	-	-
税金	603	458
減価償却費	2,920	2,833
退職給付引当金繰入額	-	-
その他経常費用	1,745	1,207
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-
その他の経常費用	1,745	1,207
保険業法第113条繰延額(△)	-	-
経常利益（経常損失）	6,110	3,522
特別利益	-	158
固定資産等処分益	-	158
負ののれん発生益	-	-
価格変動準備金戻入額	-	-
その他特別利益	-	-
特別損失	-	-
固定資産等処分額	-	-
減損損失	-	-
価格変動準備金繰入額	-	-
不動産等圧縮損	-	-
その他特別損失	-	-
契約者配当準備金繰入額	-265	-
税引前当期純利益（同当期純損失）	6,376	3,681
法人税及び住民税	1,365	1,167
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	1,365	1,167
当期純利益（当期純損失）	5,010	2,513

主要な業務に関する事項

1. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）

総括表

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	103,209	104,122
①純資産の部合計（繰延資産等控除後の額）	99,238	99,884
②価格変動準備金	-	-
③異常危険準備金	3,971	4,238
④一般貸倒引当金	-	-
⑤その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	-	-
⑧将来利益	-	-
⑨税効果相当額	-	-
⑩負債性資本調達手段等	-	-
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの	-	-
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの	-	-
⑪控除項目（一）	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]+R3+R4}$	4,185	4,452
保険リスク相当額	3,971	4,238
R1 一般保険リスク相当額	3,971	4,238
R4 巨大災害リスク相当額	-	-
R2 資産運用リスク相当額	962	972
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	962	972
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	-	-
再保険回収リスク相当額	-	-
R3 経営管理リスク相当額	98	104
ソルベンシー・マージン比率（1） / $\{(1/2 \times (2))\} \times 100$	4931.9%	4676.6%

有価証券又は金銭の信託に関する所得価格または契約価格、時価及び評価損益について

有価証券	該当ありません
金銭信託	該当ありません

2.株主資本等変動計算書

(単位：円)

令和元年度

	株主資本						株主資本 合計	評価・ 換算 差額等	新株 予約券	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				
		資本 準備金	その他資 本剰余金	利益 準備金	その他利 益剰余金					
前期末残高	30,000,000				64,227,176		94,227,176			94,227,176
当期変動額										
別途積立金の積立て										
剰余金の配当										
役員賞与の支給										
当期純利益					5,010,943		5,010,943			5,010,943
当期変動額合計	0				5,010,943		5,010,943			5,010,943
当期末残高	30,000,000				69,238,119		99,238,119			99,238,119

その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書（令和元年度）

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳						繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金 合計
	資本準備金 減少額	自己株式 処分差益	その他資 本剰余金 合計	別途 積立金							
前期末残高										64,227,176	64,227,176
当期変動額											
別途積立金の積立て											
剰余金の配当											
役員賞与の支給											
当期純利益										5,010,943	5,010,943
当期変動額合計										5,010,943	5,010,943
当期末残高										69,238,119	69,238,119

令和２年度

	株主資本						株主資本 合計	評価・ 換算 差額等	新株 予約券	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				
		資本 準備金	その他資 本剰余金	利益 準備金	その他利 益剰余金					
前期末残高	30,000,000				69,238,119		99,238,119			99,238,119
当期変動額										
別途積立金の積立て										
剰余金の配当										
役員賞与の支給										
当期純利益					2,513,779		2,513,779			2,513,779
当期変動額合計	0				2,513,779		2,513,779			2,513,779
当期末残高	30,000,000				71,751,898		101,751,898			101,751,898

その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書（令和2年度）

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳						繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金 合計
	資本準備金 減少額	自己株式 処分差益	その他資 本剰余金 合計	別途 積立金							
前期末残高										69,238,119	69,238,119
当期変動額											
別途積立金の積立て											
剰余金の配当											
役員賞与の支給											
当期純利益										2,513,779	2,513,779
当期変動額合計										2,513,779	2,513,779
当期末残高										71,751,898	71,751,898

3. キャッシュ・フロー計算書（直接法による表示）

（単位：千円以下切り捨て）

科目	前事業年度	当事業年度
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料収入	143,203	157,996
再保険収入	0	0
保険金等支払による支出	△28,116	△44,865
解約返戻金等支払による支出	△447	△619
再保険料支払いによる支出	0	0
事業費の支出	△97,815	△107,542
その他	△2,631	△971
小計	14,191	3,997
利息及び配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	△61	△61
契約者配当金の支払額	△216	0
その他	-	-
法人税等の支払額	△2,462	△1,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,451	2,775
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産売却による収入	0	1068
有形固定資産購入による支出	△475	△256
有価証券の売却等による収入	-	0
無形固定資産購入による支出	△3,740	△1,683
その他投資活動支出	△1,159	△1,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,375	△2,030
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	0	0
借入金の返済による支出	0	0
社債の発行による収入	0	0
社債の償還による支出	0	0
株式の発行による収入	0	0
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	0	0
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0
現金及び現金同等物の増減額	6,076	745
現金及び現金同等物期首残高	90,668	96,744
現金及び現金同等物期末残高	96,744	97,489

4.個別注記表

(単位：円)

科 目	前事業年度	当事業年度
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
I.貸借対照表に関する注記		
1.有形固定資産の減価償却累計額	6,326,586	4,665,812
II.株主資本等変動計算書に関する注記		
1.当該事業年度の末日における発行済株式数	600株	600株
III.1株当たりの情報に関する注記		
1.1株当たりの純資産額	165,396.87	169,586.50
2.1株当たりの当期純利益	8,351.57	4,189.63

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ・固定資産の減価償却方法
有形固定資産……定率法を採用しております。
- ・消費税の会計処理……税込方式によっています。

当社の顧問会計事務所

当社は、下記の法律会計事務所を顧問事務所としております。

- 【事 務 所 名】 古屋法律会計事務所
- 【所 在 地】 山梨県甲府市北口1丁目1番8号 甲府北口ビル
- 【電 話 番 号】 055-252-1237
- 【弁 護 士 名】 古屋 俊二（公認会計士・弁護士）
- 【税 理 士 名】 小沢 勇（税理士）

リスク管理

リスク管理基本方針

当社は、少額短期保険事業者としてご契約者への保障を維持し事業の健全性と適切性を確保するため、リスクを的確に把握しこれを管理していくことを経営の重要課題とし、以下の基本方針のもとリスク管理を行います。

1. 自己責任のもとリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、各種リスクを的確に把握・分析・管理します。
2. 不測の損失を未然に防止し経営の健全性を確保するため、リスク管理体制の強化に努めます。
3. 経営体力・自己資本の水準等を考慮し許容できるリスク量の適切なコントロールを行い、経営の健全性・収益性を確保します。

リスクの種類

当社は、以下のリスクに対する管理体制を構築し、当社業務に著しく支障をきたす事態が発生した場合、会社全体でそのリスクに対し、迅速かつ適切に発生原因の究明・対応・今後発生しないための措置を講じ、さまざまなリスクに瞬時に対応できるリスク管理体制を構築しています。

1. 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険料計算の基礎として設定した計算基準率について実際との差異が生じることにより会社が損失を被るリスクをいいます。

2. 資産運用リスク

経済情勢、市場の動向、信用供与先の財務状況の悪化等の様々な要因により、運用する資産価値の変動により会社が損失を被るリスクをいいます。少額短期保険業者の資産運用は、財務健全性の観点から銀行等への預貯金等に限定されています。

3. 流動性リスク

新規契約の減少、解約の増加、災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、会社が損失を被るリスクをいいます。

4. 法務リスク

役員・職員・募集人等が各法令等の遵守を怠ること、あるいは違反することにより会社が損失を被るリスクをいいます。

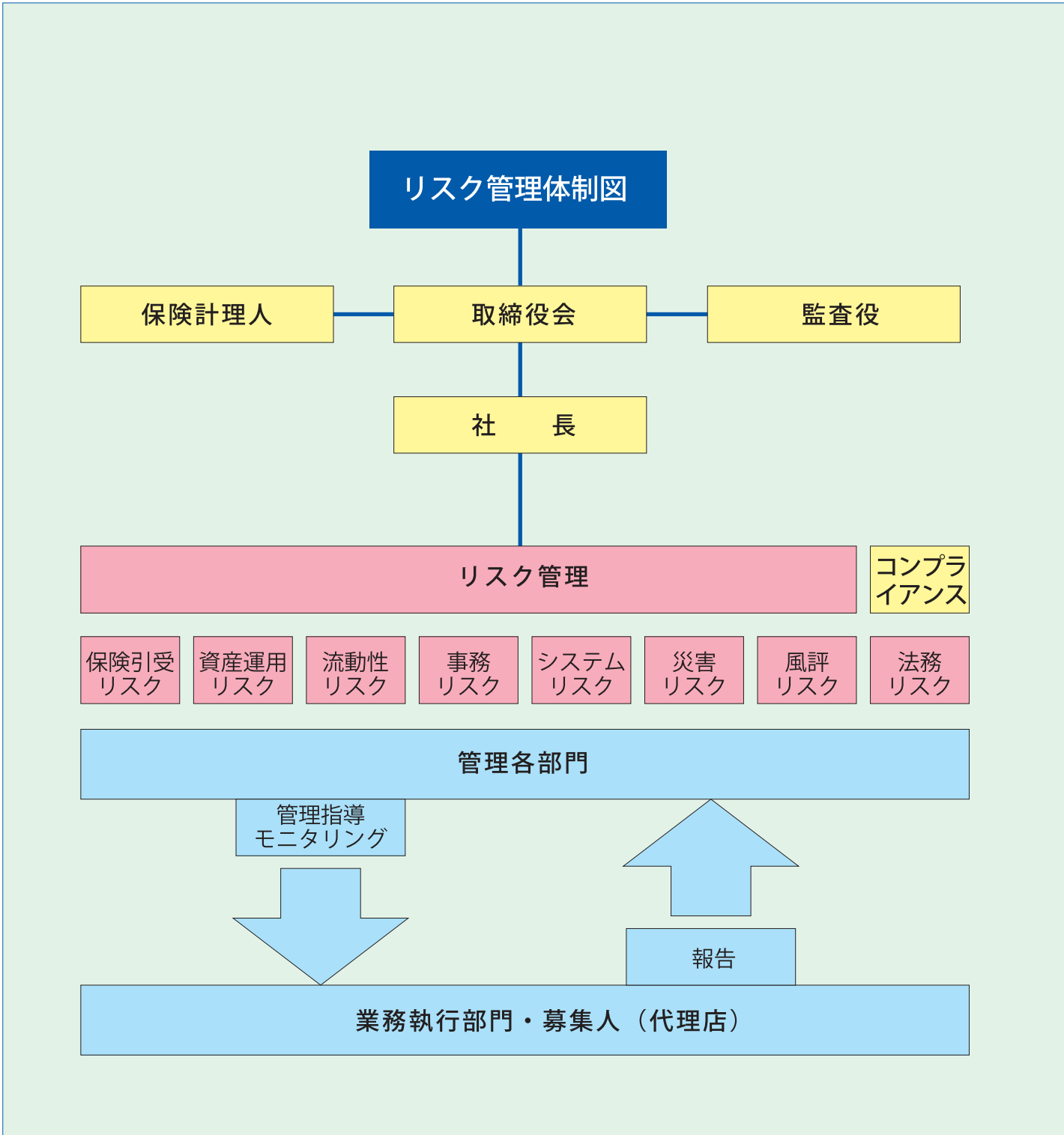
5. 事務リスク

役員・職員・募集人等が正確な事務を怠ること、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより会社が損失を被るリスクをいいます。

6. システムリスク

コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により会社が損失を被るリスクをいいます。

7. 災害リスク
- 大規模災害等に対する予防、対策あるいは発生時の緊急体制が整備されていないことにより会社が損失を被るリスクをいいます。
8. 風評リスク
- 口コミ・インターネット・憶測記事等により、会社の業績等に影響が生じることにより会社が損失を被るリスクをいいます。



コンプライアンス

1. 当社は、少額短期保険会社としての信用確保のために社会規範を遵守する企業風土化の構築と法規・法令等を遵守し業務を遂行するよう努めてまいります。
2. コンプライアンスについては、当社職員・募集人も共通した問題意識であり、課題でもあります。法規・法令等のコンプライアンスの理念と知識を共有化し、さらなる研鑽をしていくことが重要であると認識し、当社は指導・教育の充実を図る努力をして参ります。
3. お客様からの契約内容の照会や苦情等については、迅速かつ適切に対応する体制を構築しています。特に、個人情報の保護に関しては、常に注意をし、情報の社外流出が発生しないように努めています。



個人情報保護方針

当社は、お客様の個人情報保護を最重要課題の一つとして認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱い及び保護等に基づき、事業を行うこととしています。

1. 個人情報の収集・利用・提供について
個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な収集・利用・提供に関する規程を定め遵守しています。
2. 個人情報の安全対策
個人情報に対するリスク（個人情報への不正アクセス・個人情報の紛失・改ざん等）に対して、合理的な対策をとり、個人情報の安全性・正確性を確保します。
3. 個人情報に関する法令等の遵守
個人情報に関する法令等を常に意識し、その内容を遵守します。
4. 個人情報保護への取り組みの継続的改善について
個人情報の保護を適切に行うため、常にその取り組みの改善・向上に努めます。

支払時情報交換 制度について

再保険について

当社は再保険を付しておりません。

支払時情報交換について当社は、（社）日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険会社および隣接他業態ともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※支払時情報交換制度に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

一般社団法人日本少額短期保険協会： <http://www.shougakutanki.jp/>

反社会的勢力に対する 基本方針について

一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険会社（以下、「当業界」といいます。）は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、各社・団体で定めるコンプライアンス規定等に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当業界は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当業界、従事者および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2. 組織としての対応

当業界は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従事者の安全確保を最優先に行動します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当業界は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当業界は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることが出来るよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当業界は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

募集人について

当社では、少額短期保険募集人の資格を持つ募集人による保険募集を行っています。

お客様と直接お会いして保障内容等の詳しいご説明をさせていただき、ご質問にお答えするなど、コミュニケーションを重視した保険募集体制を整えております。

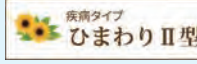
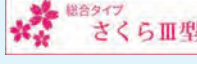
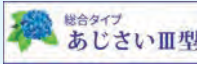


勧誘方針

富士少額短期保険株式会社の勧誘方針

1. 私たちは、お客様に適切な勧誘が行えるように保険商品の知識習得の努力をいたします。
2. 私たちは、お客様にご迷惑をおかけしない時間帯や場所の配慮に十分努めて参ります。
3. 私たちは、常に誠意のある勧誘を心がけて、正しい情報提供をして参ります。
4. 私たちは、お客様に契約内容を十分にご理解していただけるように、はっきりとわかりやすい説明をするように努めて参ります。
5. 私たちは、お客様のご要望やご意見をお伺いし、お客様に喜んでいただける商品の開発に努めて参ります。
6. 万一、保険事故が発生した場合の保険金お支払いにつきましては、迅速かつ的確に対応するよう努めて参ります。

商品のご紹介

保険種類	商品名	特長	販売方法		
			対面	郵送	ネット
死亡保険	無配当死亡保険 「ごあんしん共済」 	お手頃な保険料で死亡保障をご希望の方へ もしものケガや病気での死亡を保障します。告知書への記入のみで、医師の診査は不要です。	○	○	○
	無配当引受基準緩和型死亡保険 「おそうしき共済」 	持病のある方や、入院・手術歴のある方が加入しやすい死亡保障 もしものケガや病気での死亡を保障します。持病のある方でも加入しやすいよう、告知項目を限定し引受基準を緩和しました。	○	○	○
	がん罹患者保険 「がんになっても入れるほけん」 	がんに関連している方、がんに関連したことがある方専用の死亡保障 もしものケガや病気での死亡を保障します。がんに関する告知をいただくことで、がん罹患者の方でも加入することができます。	○	○	○
医療保険	無配当医療保険 「ナンバーワン」 	お手頃な保険料で医療保障をご希望の方へ もしものケガや病気での入院・手術を保障します。さらにお手頃な保険料のナンバーワンhalfもお選びいただけます。	○	○	○
	有配当総合医療保険 「かえで」 	もしものケガ、病気、死亡など、トータル保障をご希望の方へ 有配当総合医療保険は、5つのタイプからお選びいただけます。	○	○	—
	「彩美」 	「かえで」「彩美」は、もしものケガによる入院、通院、死亡を保障します。			
	「ひまわり」 	「ひまわり」は、もしもの病気による入院、手術、死亡を保障します。			
	「さくら」 	「さくら」「あじさい」は、もしものケガ・病気による入院、通院（ケガのみ）、手術（疾病のみ）、死亡をトータルで保障します。			
	「あじさい」 	全てのタイプが告知書への記入のみで、医師の診査は不要です。			

当社では、ご契約者の皆様に、以下のような通知をお送りしております。

ご契約承諾通知

ご契約から、10営業日以内にご契約者様に証券をお送りいたします。

ご契約更新通知

ご契約の更新のご案内を、ご契約者様にお送りいたします。

ご契約失効通知

ご契約が失効となった方へご案内通知をお送りいたします。

保険金請求のご案内通知

保険金請求時に必要な書類等のご案内をお送りいたします。

当社の苦情処理体制

保障内容に関することやご相談等は、

フリーダイヤル  0120-888-701 にて承ります。

【受付】月曜日～金曜日 8:30～17:00〈土日祝定休日〉

当社の商品の内容や、保険金支払に関すること、または、当社社員及び募集人の対応等についての皆様からのご意見・苦情などをお伺いし、敏速に対応致します。

指定紛争解決機関

指定紛争解決機関（指定ADR機関）についてのご案内

この度の金融ADR制度の発足に伴い、一般社団法人日本少額短期保険協会が保険業法に基づき紛争解決機関として指定を受けることとなり、お客様からのご契約に関するご意見・ご相談・ご照会・苦情への対応および解決を行う態勢が整いました。

当社は、指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で少額短期保険業務に関する紛争解決手続き等の実施のための基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、少額短期保険に関する苦情・紛争解決・ご相談・ご照会等を行います。

お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができますのでお知らせ申し上げます。

指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

HF八丁堀ビルディング 2階

電話番号（フリーダイヤル）0120-82-1144

ファックス番号 03-3297-0755

受付時間 9：00 から 12：00、13：00 から 17：00

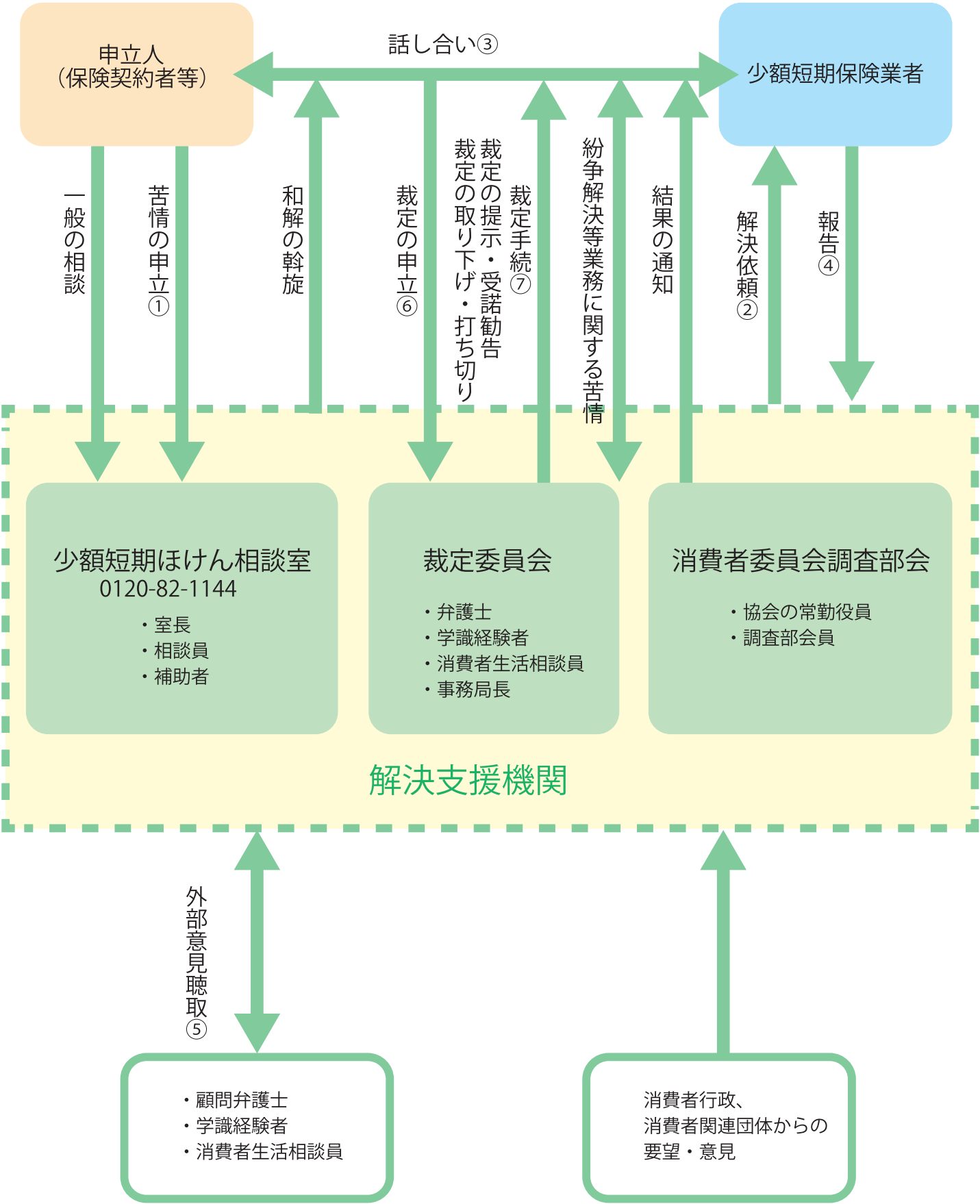
受付日 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

ホームページアドレス

<http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

当社は、お申し出いただきました苦情等につきましては解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

紛争解決機関における相談・苦情受付・紛争解決業務の概要



情報開示

当社のホームページにて、下記の内容をご覧ください。

商品案内 商品申込み	・有配当総合医療保険 ・無配当医療保険 ・無配当死亡保険 ・無配当引受基準緩和型死亡 ・がん罹患者保険 の商品概要及び該当商品申込みページ
契約概要	商品の特徴としくみ・保険料の払込方法・保険期間・支払事由・免責事由・その他注意事項 等
注意喚起	少額短期保険の引受上限について・解約返戻金・クーリングオフ・保険始期・告知義務・ご契約の失効・ご契約の復活・プランの変更・パターンの変更・セーフティーネット・支払時情報交換制度・指定紛争解決機関・反社会的勢力に対する基本方針・個人情報の取り扱いについて 等
ご契約者様	保険金請求手続き・ご契約の更新・ご契約の解約・苦情・よくある質問・お問合せ 等
検討中の方	資料請求・各種ご質問またはお問合せ 等
会社案内	企業理念・会社概要・会社沿革・採用情報 等



富士少額短期保険株式会社

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内 1-17-10 東武穴水ビル 5F

TEL : 055-222-9119

FAX : 055-222-9120

フリーダイヤル



0120-888-701

【受付】月曜日～金曜日 8:30～17:00（土日祝定休日）